

香芝市告示第101号

次に掲げる事務については、令和4年10月12日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき堀本 武史 副市長に委任し、同法第167条第2項の規定により当該副市長が執行することとなるので、同条第3項の規定により告示する。

- (1) 香芝・王寺環境施設組合が香芝市尼寺615番地において、新たに設置する廃棄物焼却場及び廃棄物処理施設等の建設に際し、周辺地域の関連事業における同組合を相手方とする香芝市の事務

令和4年10月25日

香芝市長 福岡 憲宏